

令和7年度建築士のための住宅紛争処理支援セミナー

紛争処理委員とは、住宅紛争処理を担当する専門家で、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（住宅品質法）に基づき指定住宅紛争処理機関（全国の弁護士会）より選任され、弁護士とともに住宅をめぐる紛争の解決に当たります。

本セミナーは、建築士の紛争処理委員の人材確保を目的に、紛争処理制度や紛争処理委員について解説します。建築士の知識や経験が活かされますので、ご興味のある方は是非ご受講下さい。

併せて、事務所協会で行っている苦情の解決業務を基に、日頃の業務の参考にさせていただけるよう設計・工事監理業務におけるトラブル回避のポイントも解説します。

開催日時 令和8年1月28日（水） 13:00～16:20予定 受付12:45～
受講料 無料（先着30人）
会場 滋賀県建設会館3階 中会議室
住所：滋賀県大津市におの浜一丁目1番18号 電話番号：077-526-4476
受講対象者 滋賀県建築士事務所協会会員
申込受付期間 令和7年10月27日（月）～ 令和8年1月21日（水）
申込方法 窓口、郵送、FAX、mail いずれでも可
主催 （一社）滋賀県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会
共催 （公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター

プログラム

受付 12:45～

- ① 住まいのダイヤルの概要と紛争処理について
- ② 建築士紛争処理委員の役割について（株）匠設計一級建築士事務所 辻 裕樹 氏）
- ③ 建築紛争処理に係る法律の基礎知識と相談事例について（針原辻岡法律事務所 辻岡 信也 氏）
- ④ トラブル回避のポイント（DVD 講習）

※受講後はアンケートへのご協力をお願いします

＜お問い合わせ先＞

（一社）滋賀県建築士事務所協会

TEL: 077-526-4476 FAX: 077522-9610 mail: jimukyou@joy.ocn.ne.jp

（建築士事務所名）	
【氏名】	【氏名】
（TEL）	（mail）

